

食品表示基準の一部改正（遺伝子組換え表示）にかかる意見書（補足追加）

(公社)全国消費生活相談員協会
食の研究会代表 澤木佐重子

(1) 表示が義務付けられていない「油やしょう油など」について

検討会では、表示の信頼性及び監視可能性の観点から、科学的検証が不可能である「油やしょう油等」は義務表示の対象外とされた。

消費者としては自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を実現するための、実態に即した表示を望んでいることから、事業者においては可能な限りガイドライン等で、消費者への情報提供に努めていただきたい。

国においては、実態に即した表示がなされるよう、農産物トレーサビリティ制度の導入を検討し、社会的検証の進展を望む。

(2) 「遺伝子組み換え不分別」の表示について

消費者にとって分かり難いので、実態を反映した、分かり易く、誤認を招かないような表示を検討し、Q&A等で分かり易い例示を数多く示してほしい。

(3) 「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件について

今回の案で、消費者が誤認を招かないためにも、「不検出」に厳格化したことは賛成である。

現行の表示と何も変わらないことを、消費者にしっかりと啓発する必要があり、5%～不検出の間は、Q&A等で分かりやすい例示を数多く示してほしい。

⇒ 消費者にとっては、具体的な数値（5%未満）等での表示が非常に分かり易く、誤認を招かないと考える。

(4) その他

報告書の最後に、消費者庁においては、

① 遺伝子組換え農産物の実情や表示制度の普及・啓発活動を積極的に行なうこと。

⇒ 遺伝子組換え農産物についての正しい知識や、表示の意味を消費者（表示に無関心な消費者も含め）に広く周知徹底（確実に届く方法等で）することを要望する。

② 新たな制度の施行後は、事業者による取組状況、消費者の購買行動、関係者の新たな制度に対する評価など、実態把握のためのモニタリング調査を適宜行ない、必要に応じて制度の見直しを行なう。

⇒ ぜひ実行していただきたい。